

青森県介護認定審査会委員研修実施要綱

1 目的

介護認定審査会委員が要介護認定及び要支援認定（以下、「要介護認定等」という。）における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的とする。

2 実施主体

青森県（以下「県」という。）ただし、その内容等が県が直接に実施する研修と同等であると判断されるものについて、市町村等に実施を委託することは可能とする。

3 対象者

介護認定審査会委員及び介護認定審査会委員に委嘱されることが予定される者とする。

4 研修内容及び研修方法

新規に介護認定審査会委員に就任（予定を含む。以下同じ。）する者に対しては、以下の(1)～(5)について研修（以下、「新規研修」という。）を実施する。

過去に研修を受講している者に対しては、必要に応じて研修（以下、「現任研修」という。）を実施する。

なお、新規研修と現任研修の共通部分については、同時に実施する。

(1) 要介護認定関係制度論及び介護認定審査会委員の基本姿勢

社会保障制度、介護保険法、要介護認定等の理論等の要介護認定関係制度論や、前記内容を踏まえた委員としての基本的な考え方等について講義方式によって実施する。

(2) 要介護認定等基準の考え方

要介護認定等手続きの一連の流れ、要介護認定等基準の概念、要介護認定等基準時間の設定方法、一次判定及び二次判定の役割等について講義方式によって実施する。

(3) 介護認定審査会の手順

介護認定審査会に関する全体的な留意事項、個別の審査及び判定方法等について講義方式によって実施する。

(4) 事例検討

審査判定における留意事項等の周知を図るために、介護認定審査会における個別の審査判定において、特に判定が困難であった事例及び審査判定の際に参考となる事例について検討会方式によって実施する。

(5) その他

上記の他、必要な事項、留意すべき事項等について講義方式によって実施する。なお、災害その他やむを得ない事情により講義方式での実施が困難である場合には、講義資料を用いて講義方式以外の方式で実施することがある。

5 研修実施上の留意点

(1) 講師

県職員その他講義内容について十分な知識及び経験を有すると県が認めた者とする。

(2) 研修課程標準時間目安

①新規研修

合計3時間以上を目安とする。

②現任研修

合計時間は特に定めず、必要に応じ、定期的に開催する。

(3) 研修の修了

本研修の新規研修又は現任研修のそれぞれの全課程を受講した者を本研修の修了者とする。

(4) 研修修了者

県は、新規研修及び現任研修の別に修了者について、名簿を作成する。

附則

この要綱は、平成16年 6月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月8日から施行する。